

11月11日～17日は 税を考える週間です

私たちが安全で豊かな生活を営むために、税は重要な役割を果たしています。税を考える週間を機会に、税の意義や役割を考えてみましょう。

●税金パネル展

日時 11月11日(金)～17日(木)
午前10時～午後9時
場所 バロー高山ショッピングセンター(岡本町3)

*期間中の13日(日)午前10時30分～午後3時、会場で税金クイズを行います(正解者には抽選で景品をプレゼント)。

問合せ先

高山税務署
☎32-1020

税務署説明会のお知らせ

期日 11月18日(金)
場所 市民文化会館(昭和町1)

青色申告決算等説明会
時間 午前10時～
対象 個人事業者の青色申告者

年末調整等説明会
時間 午後1時30分～
対象 給与の支払いをする法人・個人事業者

問合せ先 高山税務署 ☎32-1020

教えて！固定資産税のこと ～いろいろな疑問にお答えします～

参考 合併前の固定資産税の税率

税率	採用していた自治体
100分の1.4	旧高山市・荘川村・宮村
100分の1.6	旧丹生川村・清見村 久々野町・国府町
100分の1.7	旧朝日村・高根村 上宝村

Q 固定資産税の税率を教えてください。その値は他の自治体と比べるとどうですか。

A 合併前の固定資産税の税率は100分の1・4、1.6、1.7の3種類に分かれていましたが、合併協議により最も低い税率だった旧高山市の100分の1.4に統一しました。

この税率は、地方税法で規定されている標準税率で、全国の約9割の自治体が採用しています。県内においても飛驒市(100分の1.7)と下呂市(100分の1.6)を除く全ての市がこの税

率を採用しています。

Q 固定資産税の土地はどのように評価されるのですか。

A 土地や家屋といった固定資産税における評価額は、国の評価基準に基づいて市が決定しています。

平成6年度から土地の評価額は地価公示価格等の7割を目途として評定することを国が定めたため、市では国の地価公示価格や県の地価調査価格、また市が委託している不動産鑑定士による鑑定評価額を活用して宅地などの評価額を求め、これによって固定資産税を算出しています。

※地価公示価格と地価調査価格とは：
一般の土地取引価格の指標となるもので、地価公示価格は国が、地価調査価格は県が、それぞれ毎年標準となる土地の価格調査を行い、報道機関などを通じて発表しています。

Q 固定資産税の評価替えとどのようなことですか。

A 土地や家屋の固定資産税における評価額は毎年度見直し、その結果をもとに課税

することが理想的といえますが、膨大な量の土地や家屋を毎年度見直すことは実務的に困難であることから、3年ごとに評価額を見直す制度が全国的に採用されています。

この見直しを「評価替え」といい、前回は平成21年度に実施し、次回は平成24年度に予定しています。

しかし、土地の価格(地価)については毎年下落状況を把握し、地価が下がって固定資産税の評価額を据え置くことが適当ではないときは、評価額の修正を行い、翌年度の税額に反映しています。

Q 土地の価格が県内の他都

A 高山市は中山間地であり、平地の利用効果が大きいことと、国際観光都市であることが、経済への波及効果が大きいことから土地の価値を高めています。

*下の比較表をご覧ください。

問合せ先

税務課
☎35-3136

参考 住宅地における県内都市別平均価格

	都市名	平均価格
1	岐阜市	70,900円/㎡
2	大垣市	55,100円/㎡
3	瑞穂市	54,100円/㎡
4	各務原市	51,100円/㎡
5	羽島市	41,900円/㎡
6	高山市	37,900円/㎡
	県内21市平均	38,000円/㎡

*高山市の価格は県が調査した市内19地点(9支所地域を含む)の平均価格
(出典)平成23年度岐阜県地価調査書(H23.7.1現在)

管理職による市税 等特別滞納整理の 実施

期日 11月7日(月)～30日(水)

対象 市税全般、国民健康

保険料、介護保険料、清掃手数料、産業廃棄物処理場使用料、保育料、公営住宅使用料、上下水道使用料、下水道受益者負担金、下水道関連事業負担金

*未納のある方へ電話もしくは訪問し、滞納整理にあたります

問合せ先

税務課
☎35-3504